○厚生労働省令第五十七号

四条第三項、 百七十七号) 水道法の一 第二十二条の二第一項 部を改正する法律 第五条の三第五項、 (平成三十年法律第九十二号) 第十一条第一項 (同法第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。 (同法第三十一条において準用する場合を含む。)、 の施行に伴い、 水道法 (昭和三十二年法律第 第十

びに第三十四条の二の規定に基づき、 項第十号並びに第二十四条の六第二項(これらの規定を同法第三十一条において準用する場合を含む。))、第二十二条の三第二項、第二十二条の四第二項、第二十四条の二並びに第二十四条の五第一項及び第三 水道法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。 並

令和元年九月三十日

厚生労働大臣 加藤 勝信

水道法施行規則の一部を改正する省令

水道法施行規則 (昭和三十二年厚生省令第四十五号) の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

(傍
線
部
分は
は改
正
部
分
$\overline{}$

		第			
第六条 法第八条第二項に規定する技術的細目のうち、同条第一項	(略) 一〜十 (略) 一条の三 法第七条第一項に規定する厚生労働省令で定める書類一条の三 法第七条第一項に規定する厚生労働省令で定める書類(認可申請書の添付書類等)	盤強化計画の素案を作成して、これを提示しなければならない。 の二第一項に規定する基本方針に基づいて当該要請に係る水道基条第一項に規定する水道基盤強化計画(以下「水道基盤強化計画の二第一項に規定する水道基盤強化計画(以下「水道基盤強化計画の二第一項に規定する水道基盤強化計画(以下「水道基盤強化計画の二第一項に規定する水道基盤強化計画(以下「水道基盤強化計画を第一項に規定する水道基盤強化計画という。)の間の連携等(同条第二項に規定する水道基盤強化計画という。)の間の連携等(同条第二項に規定する水道基盤強化計画という。)の間の連携等(同条第二項に規定する基本方針に基づいて当該要請という。)第二条の二第一項に規定する基本方針に基づいて当該要請という。)の間の連携等(同条第一項に規定する基本方針に基づいて当該要請という。)の間の連携等(同条第一項に規定する基本方針に基づいて当該要請という。)の間の連携等(同条第一項に規定する基本方針に基づいて当該要請という。)の間の連携等(同条第一項に規定する基本方針に基づいて当該要請という。)の間の連携等(同条第一項に規定する基本方針に基づいて当該要請という。)の間の連携等(水道法)を指述という。)の間の連携等(水道法)を指述という。)を指述という。)を指述というに対している。	附則第二章~第五章 (略)第二章~第五章 (略)第二章~第五章 (略)第二章 水道事業の認可等(第一条—第十七条の十二)次	改正後	
第六条 法第八条第二項に規定する技術的細目のうち、同条第一項	2 (略) (認可申請書の添付書類等) (認可申請書の添付書類等)	(新設)	附則 第二章〜第五章 (略) 第二章〜第五章 (略) 第一章 水道事業 同章 水道事業 第一章 水道事業	改正前	

一~七 (略)

画と整合性のとれたものであること。

小道基盤強化計画が定められている地域にあつては、当該計

九~十二(略)

(変更認可申請書の添付書類等)

2·3 (略)

(事業の休廃止の許可の申請)

れがないことを証する書類 水道事業の休止又は廃止により公共の利益が阻害されるおそ

二 休止又は廃止する給水区域を明らかにする地図

る基準を超えるものに限る。)である場合は、当該水道事業の三 地方公共団体以外の水道事業者(給水人口が令第四条で定め

一~七 (略)

計画と整合性のとれたものであること。

八 広域的水道整備計画が定められている地域にあつては、当該

九~十二 (略

(変更認可申請書の添付書類等)

第八条 は第二号、第三号、第四号、第五号及び第六号を除く。)」と、号及び第六号を除き、浄水方法を変更しようとする場合にあつて 各号」とあるのは「各号(給水区域を拡張しようとする場合にあ ぞれ読み替えるものとする。 のは「配水管であつて、新設、 同項第九号中「除く。)」とあるのは「除く。)であつて、新設 水地点を変更しようとする場合にあつては第二号、第三号、第五 させようとする場合にあつては第三号を除き、水源の種別又は 場合にあつては第三号、第四号及び第八号を除き、給水量を増 つては第四号及び第八号を除き、給水人口を増加させようとする 面について準用する。この場合において、第一条の二第一項中「 する法第七条第一項に規定する厚生労働省令で定める書類及び 増設又は改造されるもの」と、同項第十号中「配水管」とある 第一条の二第一項の規定は、 増設又は改造されるもの」とそ 法第十条第二項において準

2 3 (略

2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない 給水区域をその区域に含む市 町村に協議したことを証 する書類

申請者の住所及び氏名 (法人又は組合にあ は 主たる事

務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名) 水道事務所の所在地

ならない。 第一項の休廃止計画書には、 次に掲げる事項を記載しなけ

休止又は廃止の予定年月日休止又は廃止する給水区域

休止又は廃止する理由

全部又は一部の再開の予定年月日 水道事業の全部又は一部を休止する場合にあつては 事業の

五. 水区域、給水人口及び給水量 水道事業の一部を廃止する場合にあつては 当 該 廃 止 後 の給

水人口及び給水量の算出根拠 水道事業の一 部を廃止する場合にあつては 当 該 廃 止 後 0)

(事業の休廃止の許可の基準)

第八条の四 厚生労働大臣は、水道 きでなければ、法第十一条第一項の許可をしてはならない。 廃止により公共の利益が阻害されるおそれがないと認められると 事業の全部又は 一部の休 上上又は

、布設工事監督者の資格

までに掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者は、次第九条 令第五条第一項第六号の規定により同項第一号から第五号 のとおりとする。

した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学おいて一年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学院研究科に令第五条第一項第一号又は第二号の卒業者であつて、学校教

(布設工事監督者の資格)

第九条 のとおりとする。 までに掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者は、 令第四条第一項第六号の規定により同項第一号から第五号設工事監督者の資格)

した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学 おいて一年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻 育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学院研究科に 令第四条第一項第一号又は第二号の卒業者であつて、学校教

術上の実務に従事した経験を有する者あつては二年(簡易水道の場合は、一年)以上水道に関する技年(簡易水道の場合は、六箇月)以上、同項第二号の卒業者にに関する専攻を修了した後、同項第一号の卒業者にあつては一

に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に関する技術上の実務に従事した経験年数の二分の一)以上水道でお当該各号に規定する最低経験年数(簡易水道の場合は、そでれ当該各号に規定する程度と同等以上に修得した後、それで規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定に規定する課程では当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、

(略

るものは、次に掲げるものとする。
共団体が水道事業を経営する場合に係る同条第二項第一号に関す第十二条 法第十四条第三項に規定する技術的細目のうち、地方公(法第十四条第二項各号を適用するについて必要な技術的細目)

(削ろ

根拠に基づき設定されたものであること。る額を控除して算定された額を基礎として、合理的かつ明確なー料金が、イに掲げる額と口に掲げる額の合算額からハに掲げ

(略)

として内部留保すべき額をいう。)との合算額

支払利息と資産維持費(水道施設の計画的な更新等の原資

(略)

| おこれ。| おこれ。| おこれ。| おこれ。| おこれ。| おいこ年後から五年後までの期間について算定されたものであからハまでに掲げる額が、当該試算に基づき、算定時からおお二 第十七条の四第一項の試算を行つた場合にあつては、前号イ

三 前号に規定する場合にあつては、料金が、同号の期間ごとの

術上の実務に従事した経験を有する者あつては二年(簡易水道の場合は、一年)以上水道に関する技年(簡易水道の場合は、六箇月)以上、同項第二号の卒業者にに関する専攻を修了した後、同項第一号の卒業者にあつては一

に関する技術上の実務に従事した経験を有する者れぞれ当該各号に規定する最低経験年数の二分の一)以上水道でお当該各号に規定する最低経験年数(簡易水道の場合は、そする学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それる課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する課程及び学科目又は第三号若しくは第四号に規定す外国の学校において、令第四条第一項第一号若しくは第二号

一 (略)

二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。第十二条 法第十四条第三項に規定する技術的細目のうち、同条第(法第十四条第二項各号を適用するについて必要な技術的細目)

よう設定されたものであること。

一 料金が、おおむね三年を通じ財政の均衡を保つことができる

根拠に基づき設定されたものであること。る額を控除して算定された額を基礎として、合理的かつ明確な二 料金が、イに掲げる額と口に掲げる額の合算額からハに掲げ

7 (略)

ロ 支払利息と資産維持費との合算額

(新設) (略)

第十二条の三〜第十二条の六 第十二条の二 兀 兀 五. 三前号に規定する場合にあつては、 方公共団体以外の者が水道事業を経営する場合に係る同条第二項 ものであること。

むね三年を通じ財政の均衡を保つことができるよう設定された
むね三年を通じ財政の均衡を保つことができるよう設定された むね三年を通じ財政の均衡を保つことができるよう設定された 三年後から五年後までの期間について算定されたものであるこ 根拠に基づき設定されたものであること。 ものであること。 理性及び水道事業の安定性を勘案して設定されたものであるこ ものであること。 適切な時期に見直しを行うこととされていること。 及びハに掲げる額が、当該試算に基づき、 る額を控除して算定された額を基礎として、 適切な時期に見直しを行うこととされていること。 一号に関するものは、次に掲げるものとする。 料金が、 第十七条の四第 資産減耗費、公租公課、 料金が、イに掲げる額とロに掲げる額の合算額からハに掲げ 第二号に規定する場合以外の場合にあつては、 人件費、 営業収益の額から給水収益を控除した額 事業報酬の額 法第十四条第三項に規定する技術的細目のうち、 水道の需要者相互の間の負担の公平性、水利用の合 薬品費 項の試算を行つた場合にあつては、 動力費、 その他営業費用の合算額 略 修繕費、 料金が、 受水費、 算定時からおおむね 同号の期間ごとの 合理的かつ明確な 料金が、 減価償却費 前号イ おお 地 第十二条の二~第十二条の五 (新設) 三 (新設) (略)

(略)

(水道技術管理者の資格

第十四条 とおりとする。 号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者は、 ゛‐宀:『季人ニ)支虐を育すると認められる者は、次の一令第七条第一項第四号の規定により同項第二号及び第三投術管理者0貨#ノ

の修了者を含む。次号において同じ。)については七年(簡易上、同項第三号に規定する学校の卒業者(専門職大学前期課程において「簡易水道等」という。)の場合は、二年六箇月)以する学校の卒業者については五年(簡易水道及び一日最大給水する学校の卒業者については五年(簡易水道及び一日最大給水以下この号及び第四十条第二号において「専門職大学前期課程(該学科目を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程()以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 務に従事した経験を有する者 水道等の場合は、三年六箇月)以上、同項第四号に規定する学 にこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した 足する最低経験年数の二分の一)以上水道に関する技術上の実数(簡易水道等の場合は、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年以各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得口又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当外国の学校において、令第七条第一項第二号に規定する学科 いて、工学、 1の卒業者については九年(簡易水道等の場合は、四年六箇月 令第五条第 項第 理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並び 一号、 第三号及び第四号に規定する学校に · (当

(水道 施設 0 維持及び修繕

条 の 二 次のとおりとする。 法第二十二条の二 第 項 0 厚 生労働省令で 定 んめる基

水道施設の構造 位置 維 持又は修繕の状況その 他 0 水道施

(水道技術管理者の資格

第十四条 号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者は、 とおりとする。 令第六条第一項第四号の規定により同項第二号及び第三 次

上、同項第三号に規定する学校の卒業者(専門職大学前期課 校の卒業者については九年(簡易水道等の場合は、 の修了者を含む。次号において同じ。)については七年 量が千立方メートル以下である専用水道(以下この号及び次号 」という。)を修了した場合を含む。)後、同項第一号に規定 おいて、工学、 務に従事した経験を有する者 定する最低経験年数の二分の した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年 該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得 目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ 水道等の場合は、三年六箇月)以上、同項第四号に規定する学 において「簡易水道等」という。)の場合は、二年六箇月)以 する学校の卒業者については五年(簡易水道及び一日最大給水 以下この号及び第四十条第二号において「専門職大学前期課程 該学科目を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程 | にこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した(当 外国の学校において、 以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 令第四条第 (簡易水道等の場合は、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規 理学、農学、 項第一号、 令第六条第一項第二号に規定する学科 第三号及び第四号に規定する学 医学及び薬学に関する学科目 以上水道に関する技術上 四年六箇 (簡易

な方法により点検を行うこと。

「大道施設の状況を勘案して、適切な時期に、目視その他適切で、及び適切な時期に、水道施設の巡視を行い、並びに清掃そのでの当該水道施設を維持するために必要な措置を講ずること。
「人人のでである。」
「人人のでは、大道をでは、大道をできる。」
「人て、流量、水圧、水質その他の水道施設の運転状態を監視して、流量、水圧、水質その他の水道施設の運転状態を監視して、流量、水圧、水質その他の水道施設の運転状態を監視して、流量、水圧、水質をの他の水道施設の状況」という。)を勘案

年に一回以上の適切な頻度で行うこと。 る。次項及び第三項において同じ。) にあつては、おおむね五設の運転に影響を与えない範囲において目視が可能なものに限設 前号の点検は、コンクリート構造物(水密性を有し、水道施

を次に点検を行うまでの期間保存しなければならない。ものに限る。)を行つた場合に、次に掲げる事項を記録し、これ2 水道事業者は、前項第二号の点検(コンクリート構造物に係る

点検の年月日

一 点検を実施した者の氏名

間保存しなければならない。

「こ」には、「の内容を記録し、当該コンクリート構造物を利用している期を把握し、同項第四号の措置(修繕に限る。)を講じた場合にはを把握し、同項第四号の措置(修繕に限る。)を講じた場合にはといった構造物の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることが、が過事業者は、第一項第二号の点検その他の方法によりコンク

(水道施設台帳)

は、調書及び図面をもつて組成するものとする。第十七条の三、法第二十二条の三第一項に規定する水道施設の台帳

一 導水管きよ、送水管及び配水管(次号及び次項において「管2 調書には、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとする。

質及び継手形式(以下この号において「区分等」という。) びに区分等ごとの延長 路等」という。)にあつては、その区分、 設置年度、 П 径、 並材

水道施設 数量、 構造又は形式及び能力 (管路等を除く。 にあつて は その名称、 設置年

その他の図面を作成するものとし、水道施設に 図面は、 般図及び施設平面図を作成するほか、必要に応じ、 少なくとも

次に掲げるところにより記載するものとする。

一般図は、次に掲げる事項を記載した地形図とすること。

市町村名及びその境界線

給水区域の境界線

主要な水道施設の位置及び名称

主要な管路等の位置

方位、縮尺、凡例及び作成の年月日

施設平面図は、次に掲げる事項を記載したものとすること。 前号(口を除く。)に掲げる事項

口径及び材質

種類の位置、空気弁の位置、 空気弁、 消火栓、 減圧弁及び排水設備の位置及び

付近の道路、河川、 付近の道路、河川、鉄道等の位置管路等以外の施設の名称、位置及び敷地の境界線

一般図、施設平面図又はその他の図面 「のいずれかにおい

継手形式及び土かぶり

ロ 制水弁、空気弁、消火栓、減不 管路等の設置年度、継手形式次に掲げる事項を記載すること。 口径和水弁、空気弁、 消火栓、 減圧弁及び排水設備の形式及び

止水栓の位置

数及び延長道路、河川、 鉄道等を架空横断する管路等の 構造 形 式 条

れを訂正しなければならない。 調書及び図面の記載事項に変更があつたときは 速やかに、

(水道 事業に係る収支の見通し の作成及び 公表)

算するものとする。 定期間」という。 しを作成するに当たり、 七条の四 水道事業者は、 を定めて、 $\overline{+}$ 法第二十二条の四第二 その事業に係る長期的な収支を試 年以上の期間 (次項に 項 お 0 1 収 支の見 て 「算

するものとする。 ともに、水道施設の損傷、 必要となる水道施設の更新に係るものに限る。) (は予測した上で水道施設の新設、 前項の試算は、 算定期間に 腐食その他の劣化の状況を適切に把握 おける給水収 増設又は改造(当該状況によ 益を適切に予測 の需要を算出 けると

3 力を考慮するものとする。 前項の需要の算出に当たつては、 費用の平準化並びに災害その 他非 水道施設の規模及び配置の適 常の場合における給水能

4 合理的な期間について収支の見通しを作成し、これを公表するよ水道事業者は、第一項の試算に基づき、十年以上を基準とした 努めなければならない。

5 から五年ごとに見直すよう努めなければならない 水道事業者は、 収支の見通しを作成したときは、 お おむね三

容易に入手することができるような方法で行うものとする。やに、水道の需要者の閲覧に供する等水道の需要者が当該情報を七号及び第八号に掲げるものにあつては必要が生じたときに速や第一号の水質検査計画にあつては、毎事業年度の開始前に)、第号から第六号までに掲げるものにあつては毎年一回以上定期に(米十七条の五 法第二十四条の二の規定による情報の提供は、第一

施設運営権の設定の内容を含む。 規定による委託及び法第二十四条の 水道事業の実施体制に .関する事項(法第二十四条の三第一項 兀 第一 項の規定による水

第十七条の二 第一号の水質検査計画にあつては、毎事業年度の開始前に)、 号から第六号までに掲げるものにあつては毎年一回以上定期に(容易に入手することができるような方法で行うものとする。 かに、水道の需要者の閲覧に供する等水道の需要者が当該情報を 七号及び第八号に掲げるものにあつては必要が生じたときに速や 法第二十四条の二の規定による情報の提供は、第

規定による委託の内容を含む。) 水道事業の実施体制に関する事項 (法第二十四条の三第 項

専門的能力及び経理的基礎を有するものであることを証する書一 選定事業者が水道施設運営等事業を適正に遂行するに足りるめる事項は、次に掲げるものとする。 (水道施設運営等事業実施計画書)	(水道施設運営権の設定の許可の申請) 「大道施設運営権の設定の許可の申請) 「大道施設運営権の設定の許可の申請) 「大道施設運営権の設定の許可の申請) 「大道施設運営権の設定の許可の申請) 「大道施設運営権の設定の許可の申請)	第三項の規定の適用については、これらの規定中「水道事業者」 一二条及び第二十二条の二第一項の規定を適用する場合における 第十五条第八項、第十七条の二第一項の規定を適用する場合における 一二条及び第二十二条の二第一項の規定を適用する場合における 一三、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、	第十七条の七(略)	事項は、委託に係る業務の実施体制に関する事項とする。第十七条の六 令第九条第三号ハに規定する厚生労働省令で定める(委託契約書の記載事項)	
(新設)	(新設)	(新設)	第十七条の四(略)	事項は、委託に係る業務の実施体制に関する事項とする。第十七条の三 令第七条第三号ハに規定する厚生労働省令で定める(委託契約書の記載事項)	三〜八 (略)

- 画的な更新に要する費用の予定総額及びその算出根拠並びにそ二 水道施設運営等事業の対象となる水道施設の維持管理及び計 の調達方法並びに借入金の償還方法
- 水道施設運営等事業の対象となる水道施設の利用料金の算出
- 五四 契約終了時の措置水道施設運営等事業の実施による水道の基盤の強 化の効果

(水道施設運営権の設定の許可基準)

第十七条の十一 同条第 一項第一号に関するもの 法第二十四条の六第二項に規定する技術的細目の は 次に掲げるものとする

- 事業者と水道事業者の責任分担が明確にされていること。 に係る業務の範囲が、技術上の観点から合理的に設定され 水道施設運営等事業の対象となる水道施設及び当該水道 選定事業者を水道施設運営権者とみなした場合の当該選定 施か設
- 期間が設定されたものであること。 えたものであり、かつ、経常収支が適切に設定できるよう当該 水道施設の維持管理及び更新に関する長期的な見通しを踏ま 水道施設運営権の存続期間が水道により供給される水の需要
- の業務及び経理の状況を確認する適切な体制が確保され、 定事業者を水道施設運営権者とみなした場合の当該選定事業者 当該確認すべき事項及び頻度が具体的に定められていること 水道施設運営等事業の適正を期するために、 水道事業者が選 かつ
- 兀 よる水道事業を継続するための措置が、水道事業の適正かつ確 実な実施のために適切なものであること。 災害その他非常の場合における水道事業者及び選定事業者に
- 事業者が行う措置が 水道施設運営等事業の継続が困難となつた場合における水道 水道事業の適正かつ確実な実施のために

適切なものであること。

- こと。 設運営等事業の適正かつ確実な実施のために適切なものである 設運営等事業の適正かつ確実な実施のために適切なものである 道施設の運営に要する費用等に関する収支の見通しが、水道施 選定事業者の工事費の調達、借入金の償還、給水収益及び水
- の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。
 七 水道施設運営等事業に関する契約終了時の措置が、水道事業
- 「真等に計で関するのは、異三事業者とな道面设置対策者に共2 法第二十四条の六第二項に規定する技術的細目のうち、同条第専門的能力及び経理的基礎を有するものであること。 八 選定事業者が水道施設運営等事業を適正に遂行するに足りる
- 3 法第二十四条の六第二項に規定する技術的細目のうち、同条第の規定を適用することとしたならばこれに掲げる要件に適合することとする。 こととする。 こととの規定により第十二条の二各号及び第十二条の四各号 中項第二号に関するものは、選定事業者を水道施設運営権者とみ
- する。

 全な経営の確保並びに運営に必要な人材の確保が図られることと
 一項第三号に関するものは、水道施設運営等事業の実施により、
 一項第三号に関するものは、水道施設運営等事業の実施により、

(水道施設運営等事業に関する特例)

ら第五号まで 収入として収受する水道施設の利用に係る料金を含む。 第一号中「料金」とあるのは「料金(水道施設運営権者が自らの 十七条の二及び第十七条の四の規定の適用については、第十二条から第十二条の四まで、第十二条の六、第十五条、第十七条、第 いて同じ。 営権者を水道事業者とみなして法第十四条第三項及び第五 に第二十二条の四第二項の規定を適用する場合における第十二条 一十条第三項ただし書、 七条の十二 法第二十四条の八第二項の規定により水道施設運 لح 次条から第十二条の四まで及び第十二条の六にお 第十五条第八項 第二十二条、 第十七条第 第二十二条の二第一項並び 項 第三号か 第十七条 項、 第

規定する運営等として行うものに限る。 促進に関する法律 あるのは「更新 の二第二項及び第三項並びに第十七条の四第一 とあるのは「水道施設運営権者」と、 (民間資金等の活用による公共施設等の整備等の (平成十 一年法律第百十七号)第二条第六項に)」とする。 同条第二項中「更新」と 項中「水道 事業者

(変更の届出)

2 法第二十五条の七の規定により変更の届出をしようとする者は第三十四条 (略) 次に掲げる書類を添えて、水道事業者に提出しなければならない 当該変更のあつた日から三十日以内に様式第十による届出書に

(略)

(事業の運営の基準)

第三十六条 法第二十五条の八に規定する厚生労働省令で定める給 水装置工事の事業の運営に関する基準は、 次に掲げるものとする

<u>〈</u> 匹

次に掲げる行為を行わないこと。

イ 令第六条に規定する基準に適合しない給水装置を設置する こと。

(略)

(略)

(法第二十八条第一項各号を適用するについて必要な技術的 細目

第五十一条の二 法第二十八条第二項に規定する技術的細目のうち 同条第一項第一号に関するものは、 次に掲げるものとする。

水道基盤強化計画が定められている地域にあつては、 当該計

(変更の届出)

第三十四条 (略)

2 に掲げる書類を添えて、 当該変更のあつた日から三十日以内に様式第十による届出書に次 第二十五条の七の規定により変更の届出をしようとする者は、 水道事業者に提出しなければならない。

略

第三十六条 水装置工事の事業の運営に関する基準は、 (事業の運営の基準) 法第二十五条の八に規定する厚生労働省令で定める給 次の各号に掲げるも

とする。

一 〈 匹 (略)

次に掲げる行為を行わないこと。

イ 令第五条に規定する基準に適合しない給水装置を設置する

ے کے

(略)

(法第二十八条第一項各号を適用するについて必要な技術的 細

第五十一条の二 法第二十八条第二項に規定する技術的細目のうち 同条第一項第一号に関するものは、 次に掲げるものとする。

〈 匹 (略)

五. 広域的· 水道整備計画が定められている地域にあつては、 当該

六~八 (略)

(準用)

第五十二条 読み替えるものとする。 く。)から第十七条の十二までの規定は、 1表の中欄に掲げる字句は を除く。 から第十 て準用する。この場合において、 第三条、 一条まで、 まで、 第十 第四 第十五条から第十七条の三(第三項第一号 条、 -七条の四及び第十七条の五 それぞれ同表の下欄に掲げる字句に 第八条の三 次の表の上欄に掲げる規定中 (第 水道用水供給事業に 項第三号を除く。 が供給事業につ (第五号を除

		第六号
		三第三項
給水量	給水人口及び給水量	第八条の
		第五号
		三第三項
給水対象	給水区域、給水人口	第八条の
		第一号
		三第三項
給水対象	給水区域	第八条の
		第二号
		三第一項
給水対象	給水区域	第八条の
項		
用する法第十一条第一		三第一項
第三十一条において準	第十一条第一項	第八条の
号		
第二十七条第五項第七	第七条第五項第八号	第四条
第三十条第二項	第十条第二項	
号		可項
第二十七条第五項第三	第七条第五項第三号	第三条第
	訪みをうとする	語み者える

計画と整合性のとれたものであること。

六~八 (略

(準用)

第五十二条 施設」 第十 第九号ロ 条におい 第六号」と、 第六号」とあるのは「第五十二条において準用する第十五条の 第二十条の四 準用する法第二十条の四第一 準用する法第二十条の四第一項第二号」と、 第二十条の四第一項第二号」とあるのは「法第三十一条におい るのは 各号」とあるのは「法第三十一条において準用する法第二十条の て準用する法第二十条の二」と、 五条の二中「法第二十条の二」とあるのは「法第三十一条におい 水道用水供 条第五項第八号」とあるのは「法第二十七条第五項第七号」と 第二項」とあるのは「法第三十条第二項」と、 用する。 条から第十七条の四までの規定は、 て準用する法第二 三各号」 三号」とあるのは「法第二十七条第五項第三号」と、 一十条の四第一 一条において準用する前条第一 号」 --条 中 一条において準用する法第二十条の四第 ۲ لح 「法第三十 この場合におい ٢ 中 て 準用する第十五条の四第七号イからルまで」 同号口(1)中 給事業者が水を水道事業者に供給する場所」と、 第十五条第 「水道施設 「法第二十条の四第 第 同条第四号中 条、 「同条第七号イからルまで」とあるのは 項第三号イ」とあるのは「法第三十一条において 一十条の四第一 項第三号ロ」とあるのは 一条において準用する法第二十条の四第一項第 第四 「前条第一項第一号」とあるのは (給水装置を含む。 項第二号中 て、 条、 「法第二十条の四第 項第三号イ」と、 第三条第一項中 第九条 項第一号」と、 項第三号ロ」と、 項第三号イ」 同条第三号中「法第二十条の三 水道用水供給事業について準 から第十 「給水栓」とあるのは 「法第三十一条におい 同条第六号中「法第 「法第七条第五 とあるのは 第四条中「法第七 条まで及び第十五 項第三号イ」と とあるのは 同条第七号中「法 同条第五号中 項第 「第十五条の四 「第五十 「法第十 ٤ 号」とあ 「第五· 「当該 小水道 第十 同条 項第

項第一号る法第二十条の		二二第
	第二一人) 四等一項等一	等号(
用する法第二十条の三第三十一条において準	第二十条の三各号	第十五条
法第二十条の		
第三十一条こおハて隼	第二十条の二	第十五条
し書 法第二十条第		項
第三十一条において準	第二十条第三項ただし書	第十五条
項 用する法第二十条第三		五号 年 第
第三十一条において準	第二十条第三項	第十五条
業者に供給する場所		二号
者が水道用水を水道事		第一項第
当該水道用水供給事業	給水栓	第十五条
項 用する法第二十条第一		第一項
第三十一条において準	第二十条第一項	第十五条
ラ ネ 大 言		
水道施設	水道施設(給水装置を含	
頃 用する法第十三条第一		
第三十一条において準	第十三条第一項	第十一条
		Ţ
用する去第十三条第一第三十一条において準	第十三条第一項	第十条第
項用する法第十一条第一		四
お	第十一条第一項	第八条の

の八中 のは 用する法第二十条の七」と、 項第九号中 第四号」と、 法第三十一条において読み替えて準用する法第二十条の十第二項 条において読み替えて準用する法第二十条の十第二項第三号」と 条の八第一 第二項第二号及び第四号」と、 同項第八号中 あるのは「法第三十一条において準用する法第二十条の六第二項 る前条第七号」と、 号」と、 あるのは「第五十二条において準用する第十五条の四第四号」と る第十五条の四第三号」と、 法第三十 とあるのは「第五十二条において準用する第十五条の二第八号 項中 第十五条の四第三号」とあるのは「第五十二条において準用す 第十五条の九中「法第二十条の十第二項第四号」とあるのは 項前段」とあるのは け 第十五条の三中 とあるのは「法第三十一条において準用する法第二十条の 「法第三十一条において準用する法第二十条の八第二項」と 条において準用する法第二十条の十四」と、 -前条各号」とあるのは「第五十二条において準用する前条各 条において準用する法第二十条の五第 項後段」と、 一法第三十 一法第三十 第十五条の六第一項中「法第二十条の八第二項」とあるの 同条第四号ハ中「法第二十条の十四」とあるのは 「法第二十条の十第二項第三号」とあるのは 法第二十条の七」とあるのは 項前段」と、 同条第七号」とあるのは 「第十五条の四第四号ハ」とあるのは 条において準用する法第二十条の九」と、 第十五条の十第二項中 「法第二十条の十第二項第二号及び第四号」とある 一条において読み替えて準用する法第二十条の 一条において準用する法第二十条の十四 第十五条の七中「法第二十条の九」とあるの 第十五条の四中「法第二十条の六第二項」と 法第二十条の五第一 「法第三十一条において準用する法第二十 同条第三項中「法第二十条の八第一項後 同号ハ中「第十五条の四第四号」と 同条第二項中「第十五条の二第八号 同条第二項中 「法第二十条の十四」とある 「第五十二条において準用す 「法第三十一条において準 項」 項」 とあるのは 「法第二十条の八第 ٢ 第十五条の五第 「第五十二条に 「法第三十 同条第一号 第十五条 「法第三 「法第三

 第三十一条において準	第二十条の十第二項第二	第十五条
第二項用する法第二十条の八第二十一条において準	第二十条の八第二項	項の 第十五条
法第二十条の		項の第十第五条
る法第二十	第二十条の十四	ハ四十第五
法第二十条の一条において	第二十条の六第二項	四十五
法第二十	第二十条の五第一項	の 三 1 五 条
第一項第三号イ用する法第二十条の四第三十一条において準	第二十条の四第一項第三	号ロニ第十五条
項第三号ロ 十一条において	条の四第一	二十第五
四第一項第三号ハ準用する法第二十条のおいて	同号ハ	
第一項第三号イ用する法第二十条の四第三十一条において準	ライ 第二十条の四第一項第三	号の第二十五六条
 第一項第二号用する法第二十条の四第三十一条において準		号 の 第 二十 第五 五 条

号二」とそれぞれ読み替えるものとする。 十五条の四第七号ハ」と、同項第十一号中「第十五条の四第七号五条の四第七号ハ」と、同項第十一号中「第十五条の四第七号 おいて準用する第一五条の四第七号ハ」とあるのは「第五十二条において準用する第一 おいて準用する第十五条の四第四号ハ」と、同項第十号中「第十 おいて準用する第十五条の四第四号ハ」と、同項第十号中「第十 おいて準用する第十五条の四第四号ハ」と、同項第十号中「第十 おいて準用する第十五条の四第四号ハ」と、同項第十号中「第十 おいて準用する第十五条の四第四号ハ」と、同項第十号中「第十 おいて準用する第十五条の四第四号ハ」と、同項第十号中

第一項第	十七条	条	第一項及	項の 第十五条	の九五条	の川第十五条	七十五条	項の 第十五条	項の 第十五条	第六第号一
給水栓	第二十二条	第二十一条第二項	一条第一	第二十条の十四	号 第二十条の十第二項第四	号二十条の十第二項第三	第二十条の九	第二十条の八第一項後段	第二十条の八第一項前段	号
業者に供給する場所者が水道用水供給事業	る法第一十一条に	二項 二項 二項 二項 一条において準	法第二十一条	四 用する法第二十条の十 第三十一条において準	第二項第四号第二十条の十第二十一条において準	第二項第三号用する法第二十条の十第三十一条において準	法第二十条の一条において	第一項後段第二十条の八	第一項前段第二十条の八第三十一条において準	第二号及び第法第二十条の

第十七条一第二	の七 第一 第一	第十七条 第二	号 の 五 第二 月 の 一 二 月 記 に 十 日 に 日 に 日 に 日 に 日 に 日 に 日 に 日 に 日 に	の五 第十七条 第二	項の四第一第一第一第一第一第一第一第一	四 第 三 号 上 水	項 の三第一 第一 第一	第一
一十四条の三第六項	一十四条の三第二項	一十条第一項	二十四条の三第一項の による水道施設運営権 による水道施設運営権	一十四条の二	一十二条の四第二項	水栓の位置	一十二条の三第一項	-
第三十一条において準	三第二項 用する法第二十四条の 第三十一条において準	法第二十十二条にお	第三十一条において準用する法第二十四条の 三第一項の規定による 委託及び法第三十一条 において準用する法第 二十四条の四第一項の 規定による水道施設運	用する法第二十四条の第三十一条において準	四第二項 用する法第二十二条の 第三十一条において準	業者に供給する場所 者が水道用水を水道事	第三十一条において準	項 法第二十二条

丏		
用する法第十四条第三		
第三十一条において準	第十四条第三項	
八第二項		
用する法第二十四条の		の 十 二
第三十一条において準	第二十四条の八第二項	第十七条
第一項第三号		
準用する法第二十四条		
法第三十一条において	同条第一項第三号	
六第二項		三項
用する法第二十四条の		の十一第
第三十一条において準	第二十四条の六第二項	第十七条
の六第一項第一号		
準用する法第二十四条		
法第三十一条において	同条第一項第一号	
六第二項		可項
用する法第二十四条の		の十一第
第三十一条において準	第二十四条の六第二項	第十七条
五第三項第十号		
用する法第二十四条の	十号	の 十
第一第三十一条において準	第二十四条の五第三項第	第十七条
五第一項		
用する法第二十四条の		の九
第三十一条において準	第二十四条の五第一項	第十七条
項ただし書		
用する法第二十条第三		
	第二十条第三項ただし書	
項		
用する法第二十四条の		の 八

(準用)

第五十四条 読み替えるものとする。 て準用・ 一まで、 !表の中欄に掲げる字句は する。 第十七条の六及び第十七条の七の規定は、 第三条、 この場合に 第十条、 お 第十 それぞれ同表の下欄に掲げる字句に V . T 条、 次の 表の上欄 第十五条から第十七条の に掲げる規定中 専用水道につ

条の三各号		号
いて準用する法第二十		の二第三
第三十四条第一項にお	第二十条の三各号	第十五条
条の二		
いて準用する法第二十		の 二
第三十四条第一項にお	第二十条の二	第十五条
条第三項ただし書		
いて準用する法第二十		第八項
第三十四条第一項にお	第二十条第三項ただし書	第十五条
条第三項		五号
いて準用する法第二十		第七項第
第三十四条第一項にお	第二十条第三項	第十五条
条第一項		び第二項
いて準用する法第二十		第一項及
第三十四条第一項にお	第二十条第一項	第十五条
給水の施設	給水装置	
条第一項		
いて準用する法第十三		
第三十四条第一項にお	第十三条第一項	第十一条
条第一項		
いて準用する法第十三		可項
第三十四条第一項にお	第十三条第一項	第十条第
	用する場合を含む。)	
号	第十条第二項において準	
第三十三条第四項第三	第七条第五項第三号(法	第三条

(準用)

第五十四条 の四第 号口 号イからルまで」と、 法第二十条の六第一 第五十四条において準用する前条第七号」 条におい 五第一 る第十五条の四第四号」 第五十四条において準用する第十五条の四第三号」 三号イ」とあるのは で」とあるのは「第五十四条において準用する第十五条の四第七 いて準用する第十五条の四第六号」と、 る法第二十条の四第一 条の四第一項第一号」とあるのは「法第三十四条において準用 いて準用する法第二十条の三各号」と、 は 準用する。 号」 は 項」とあるのは「法第三十四条において準用する法第二十条の 第十五条の四第四号」とあるのは は 「法第三 「法第三十四条において準用する法第二十条の四第 「給水の 号中 第十七条の三及び第十七条の 「法第三十四条において準用する法第二十条の二」と、 لح 項」と、 法第三十四条において準用する法第二十条の四第 同条第六号中「法第二十条の四第一 とあるのは て準用する前条各号」 項第三号イ」 同条第七号中「法第二十条の四第一 同 「法第二 十四条において準用する法第二 施設」と、 条第五号中 この場合において、 第三条、 第十五条の四第六号」とあるの 同条第一号中「前条各号」とあるのは |十条の三各号」とあるのは 「第五十四条において準用する前条第 一項」とあるのは 第十条、 「法第三十四条において準用する法第二十条 項第一 ح 同条第九号ロ中「法第二十条の四第一項第 第十五条の二中 「法第二十条の四第 と 号」 第十五条の四第三号」 第十五条の三中 第十一条、 第十 Ł, と 兀 の規定は、 「第五十四条において準用す 「法第三十四条において準 同号ロ 条 中 同条第七号」 法第二 同条第四号中 第十五条から第十七条ま 「同条第七号イからル 項第三号イ」とあるの 一十条の四第 「給水装置」 (<u>1</u>) 中 は 項第三号ロ」とある 項第二号」 「法第三十四条にお 「法第二十条の五第 一十条の二二 第十五条の 専用水道につい 「第五十四条にお 「前条第一 とあるの と とあるの 「第五十 「法第二十 項第三号 とあるの とあるの 同号ハ中 項第二号 項第三 項第 匹 とある 項第 は は 同

条の七		項 五 第
	第二十条の七	第十五条
四月する法第二		ハ四
第三十四条第一項にお	第二十条の十四	第十五条
条の六第二項いて準用する法第二十一		の 四
\equiv	第二十条の六第二項	
0		-
ハて 準用する 生第二十 第三十四条第一項にお	第二十条の五第一項	の 第十五条
条の四第一項第三号イ		号口
いて準用する法第二十	三号イ	の二第九
第三十四条第一項にお	第二十条の四第一項第	第十五条
条の四第一項第三号ロ		号
いて準用する法第二十	三号口	の二第七
第三十四条第一項にお	第二十条の四第一項第	第十五条
十条の四第一項第三号		
法		
法第三十四条第一項に	同号ハ	
条の四第一項第三号イ		号
いて準用する法第二十	号イ	の二第六
第三十四条第一項にお	第二十条の四第一項第三	第十五条
\dot{O}		
いて準用する法第二十	号	の二第五
第三十四条第一項にお	第二十条の四第一項第二	第十五条
		号
法		の二第四
第三十四条第一項にお	第二十条の四第一項第一	第十五条

項 中 十四四 準用する第十五条の四第七号ニ」と読み替えるものとする。 十四条にお とあるのは「第五十四条において準用する第十五条の四第四号ハ 法第二十条の十四」 法第二十条の十四」とあるのは「法第三十四条において準用する する法第二十条の十第二項第四号」と、 第二十条の九」とあるのは「法第三十四条において準用する法第 て準用する法第二十条の八第一 第二号及び第四号」とあるのは「法第三十四条において読み替え 第二十条の八第二項」と、 十四」とあるのは「法第三十四条において準用する法第二十条の する法第二十条の六第二項」と、 十条の において準用する法第二十条の八第一項前段」と、 て準用する法第二十条の十第二項第二号及び第四号」と、 一項中 一項第四号」とあるのは 一十条の九」と、 一法第二十条の八第一項後段」とあるのは「法第三十四条におい 法第三 とあるのは 条の八第二項」とあるのは する第十五条の二第八号」 「第十五条の二第八号」とあるのは と 第十 十第二項第三号」と、 同 「法第二十条の八第一 一十四条において準用する法第二十条の七」 項第十号中 第十五条の五第一 五条の四第七号ニ」とあるのは いて準用する第十五条の四第七号 「法第三十四条において読み替えて準用する法第一 第十五条の八中「法第二十条の十第二項第三号 ح 「第十五条の四第七号ハ」 同項第九号中「第十五条の四第四号ハ 「法第三十四条において読み替えて準用 同項第八号中「法第二十条の十第二項 項前段」とあるのは と 項中「法第二十条の七」とあるのは 第十五条の九中 「法第三十四条において準用する法 項後段」と、 第十五条の六第 同条第四号ハ中 第十五条の十第二項中 「第五十四条において準 「第五十四条におい 第十五条の七中「法 「法第二十条の十第 とあるのは と 「法第二十条の 「法第三十四条 項中 と 同条第三項中 同項第十 同条第一 「法第一 同条第 一第五

第十六条 第二項 第二項 第二日 第二十	十五二条	の九	の八 第十五条 別 第二	の七 第二 第二	項の 第十五条 第二	項の六第二 第二 第二	項 第 1 9 9 9 9 9 9 9 8 9 8 9 8 9 8 9 8 9 8 9	項の 第十五条 第二
十一条第二項十一条第一項	条 の 十 四	十条の十第二項第四	十条の十第二項第三	第二十条の九	十条の八第一項後段	第二十条の八第一項前段	号及び第四号第二十条の十第二項第二	第二十条の八第二項
第三十四条第一項におりて準用する法第二十一条第一項	四月する法第二四条第一項に	条の十第二項第四号第三十四条第一項にお	条の十第二項第三号の十第二項第三十四条第一項にお	条の九第三十四条第一項にお	条の八第一項後段第三十四条第一項にお	条の八第一項前段第三十四条第一項にお	び第四号 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	条の八第二項いて準用する法第二十四条第一項にお

2 第	 第				
	二 - 水槽の - 水槽の - 水槽の は、 ・ (管理基準)	の 七 七 七 条	項 の 二 第 七 年 七 条	第十七条	第四項
(略) (略) とする。 回以上定期に行うものとする。 五十六条 法第三十四条の二第二項の規定による検査は、(検査)	二〜四 (略)	第二十四条の三第二項	第二十二条の二第一項	第二十二条	
規定による検査は、毎年一	略)	四条の三第二項がて準用する法第二十四条第一項にお	二条の二第一項にお第三十四条第一項にお	二条	一条第二項いて準用する法第二十
2 (略) 内ごとに一回とする。 内ごとに一回とする。 「有ごりに一回とする。 「有になる検査は、一年以第五十六条」 法第三十四条の二第二項の規定による検査は、一年以(検査)	二〜四 (略) 一 水槽の掃除を一年以内ごとに一回、定期に、行うこと。 一 水槽の掃除を一年以内ごとに一回、定期に、行うこと。 める基準は、次の各号に掲げるものとする。 第五十五条 法第三十四条の二第一項に規定する厚生労働省令で定第重推進				

様式第十二 (第五十七条第一項関係)	(表	面)							
	1								
	1		水	渚	注	検	杏	証	
			/1/	炟	14	1天	д.	ĦΠ	
	į								

 第
 号

 令和
 年
 月
 日交付

 令和
 年
 月
 日まで有効

写 真

官職又は職名氏 名生 年 月 日

厚生労働大臣印

この証明書を携帯する者は、水道法第二十条の十五(同法第三十四条の四において準用する場合を含む。)の規定により立入検査をする職権を行う者で、その関係条文は次のとおりであります。

水道法(抄)

- 第二十条の十五 厚生労働大臣は、水質検査の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録水質検査機関に対し、業務の状況に関し必要な報告を求め、又は当該職員に、登録水質検査機関の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況若しくは検査施設、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められ たものと解釈してはならない。
- 第三十四条の四 第二十条の二から第二十条の五までの規定 は第三十四条の二第二項の登録について、第二十条の六第 二項の規定は簡易専用水道の管理の検査について、第二十 条の七から第二十条の十六までの規定は第三十四条の二第 二項の登録を受けた者について、それぞれ準用する。この 場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に 掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替 えるものとする。

 (略)

 第二十条の 十五第一項
 水質検査の 検査施設
 簡易専用水道の管理の検査の 検査設備

 (略)

- **第五十五条の二** 次の各号のいずれかに該当する者は、三十 万円以下の罰金に処する。
- 一•二 (略)
- 三 第二十条の十五第一項(第三十四条の四において準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

面)

保護するために必要であり、かつ、適切であると認めると きは、水道事業者又は水道用水供給事業者に対して、期間、 水量及び方法を定めて、水道施設内に取り入れた水を他の 水道事業者又は水道用水供給事業者に供給すべきことを命 ずることができる。

2 (略)

- 3 第一項の場合において、都道府県知事が同項に規定する 権限に属する事務を行うことができないと厚生労働大臣が 認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該事務は厚生 労働大臣が行う。
- 4 第一項及び前項の場合において、供給の対価は、当事者間の協議によつて定める。協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、都道府県知事が供給に要した実費の額を基準として裁定する。

 $5 \sim 7$ (略)

- 8 都道府県知事は、第一項及び第四項の事務を行うために 必要があると認めるときは、水道事業者若しくは水道用水 供給事業者から、事業の実施状況について必要な報告を徴 し、又は該当職員をして、事務所若しくは水道施設のある 場所に立ち入らせ、水道施設、水質、水圧、水量若しくは 必要な帳簿書類を検査させることができる。
- 9 第三十九条第四項及び第五項の規定は、前項の規定による都道府県知事の行う事務について準用する。この場合において同条第四項中「前三項」とあり、及び同条第五項中「第一項、第二項又は第三項」とあるのは「第四十条第八項」と読み替えるものとする。
- 第五十五条 次の各号のいすれかに該当する者は、三十万円 以下の罰金に処する。

一·二 (略)

- 三 第三十九条第一項、第二項、第三項又は第四十条第八 項(第二十四条の八第一項(第三十一条において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- 第五十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第五十二条から第五十三条の二まで又は第五十四条から第五十五条の二までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

水道法検査証

第号令和年月日交付令和年月日まで有効

写真

官職又は職名氏 名生 年 月 日

厚生労働大臣、 都道府県知事、 市長又は区長印 一この証明書を携帯する者は、水道法第三十九条及び第四十 条の規定により立入検査をする職権を行う者で、その関係条 文は次のとおりであります。

水道法(抄)

- 第三十九条 厚生労働大臣は、水道(水道事業等の用に供するものに限る。以下この項において同じ。)の布設若しくは管理又は水道事業若しくは水道用水供給事業の適正を確保するために必要があると認めるときは、水道事業者若しくは水道用水供給事業者から工事の施行状況若しくは当該職員をして水道の工事現場、事務所若しくは水道施設のある場所に立ち入らせ、工事の施行状況、水道施設、水質、水圧、水磁的記録の作成又は保存されている場合において同じ。)を検査させることができる。
- 2 都道府県知事は、水道(水道事業等の用に供するものを 除く。以下この項において同じ。)の布設又は管理の適正 を確保するために必要があると認めるときは、専用水道の 設置者から工事の施行状況若しくは専用水道の管理につい て必要な報告を徴し、又は当該職員をして水道の工事現場、 事務所若しくは水道施設のある場所に立ち入らせ、工事の 施行状況、水道施設、水質、水圧、水量若しくは必要な帳 簿書類を検査させることができる。
- 3 都道府県知事は、簡易専用水道の管理の適正を確保するために必要があると認めるときは、簡易専用水道の設置者から簡易専用水道の管理について必要な報告を徴し、又は当該職員をして簡易専用水道の用に供する施設の在る場所若しくは設置者の事務所に立ち入らせ、その施設、水質若しくは必要な帳簿書類を検査させることができる。
- 4 前三項の規定により立入検査を行う場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 5 第一項、第二項又は第三項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
- 第四十条 都道府県知事は、災害その他非常の場合において、緊急に水道用水を補給することが公共の利益を

備考 この様式は、A列6番の厚紙を用いて、中央の点線の所から二つ折にすること

附則

(施行期日)

1

この省令は、 水道法の一部を改正する法律の施行の日 (令和元年十月一日) から施行する。ただし、この

省令による改正後の水道法施行規則第十七条の三 (同令第五十二条において準用する場合を含む。)の規定

は、令和四年九月三十日までは、適用しない。

(厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利

用に関する省令の一部改正)

2 厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面 の保存等における情報通信の技術の利

用に関する省令(平成十七年厚生労働省令第四十四号)の一部を次の表のように改正する。

(場合) (はおいて、当該委託された業務又は) (はおいて、当該委託された業務又は) (おり、道施設運営等事業を実施する場合) (本道施設運営等事業を実施する場合又は) (第二十四条の八第二項の規定により水道の管理に関する技術上の業務を委託する場合又は) (まつ、当該委託された業務又は) (はおいて、当該委託された業務又は) (はおいて、当該委託された業務とは) (はおいて、当該委託された業務又は) (はおいて、当該委託された業務とは) (はおいて、当該委託された業務又は) (はおいて、当該委託された業務とは) (はおいて、当該委託された業務とは) (はおいて、当該委託された業務とは) (はおいて、当該委託された業務とは) (はおいて、当該を表記された業務とは) (はおいて、当該を表記された業務とは) (はおいて、当該を表記された業務とは) (はおいて、当該を表記された業務とは) (はおいて、当該を表記された業務とは) (はおいて、当該を表記された業務とは) (はおいて、当該を表記された業務とは) (はおいて、当はないて、はないて、はないて、当はないて、はないて、はないて、はないて、はないて、はないて、はないて、はないて、	表一 (略) (略) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本	改正後
道事業者と、受託水道業務技術管理において、水道管理業務受託者を水る技術上の業務を委託する場合において、当該委託された業務の範囲内におり水道の管理に関する場合におり水道の管理に関する場合におり水道の管理に関す	表一 (略) (略) (略) (略) (略) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本	改正前

(傍線部分は改正部分)

第四十五号)	
(略) (略)	当該水道施設運営等事業に係る業務 当該水道施設運営等事業は術管理者又 は水道施設運営等事業技術管理者又 は水道施設運営等事業技術管理者又 が道技術管理者とみなして適用する 場合(第三十一条及び第三十四条 第二十四条の八第二項の規定により水道を含む。 り並びに第三十一条及び第三十四条 第二十四条の八第二項の規定により が道施設運営等事業技術管理者を 大項の規定により水道の管理に関する 場合(第三十一条の三(第二十四条の三第 において、当該委託された業務又は 当該水道施設運営等事業技術管理者を 水道技術管理者とみなして適用する 場合(第三十一条において準用する場合を含む。 いて準用する場合を含む。)の規定により 水道技術管理者とみなして適用する 場合(第三十一条において準用する場合 において、当該委託された業務又は 当該水道施設運営等事業技術管理者を 水道技術管理者とみなして適用する 場合を含む。)及び第三十一条により 水道管理者を 水道を 水道を 水道を 水道を 水道を 水道を 水道を 水道
第四十五号)	
(略) (略) (の規定による帳簿の) (の) (の) (の) (の) (の) (の) (の) (の) (の) (者を水道技術管理者とみなして適用 十四条第一項において準用する場合 を含む。)の規定による帳簿の保存

	興に関する法律 埋営の適正化及び振		別表第二(第五条、第六名表二~表四(略)	
第二十二条の三(第二十四条の三第二十四条の人第二項の規定により 水道施設運営等事業を実施する場合 において、当該業務の範囲内において、水道管理業務受託者又は水道施 で、水道管理業務を委託する場合 において、当該業務の範囲内において、水道管理業務で表記する場合又は が (第二十四条の三第	r)		第六条及び第七条関係)略)	第十七条の三第二項(水道法第二十四条の三第六項の規定により水道の四条の三第六項の規定により水道の関連に関する場合又は同法第二十四条の八第二を実施する場合において、当該委託を実施する場合において、当該委託を実施する場合において、当該委託を実施する場合において、当該委託を大道管理業務受託者又は水道施設運営等事業に係る業務の範囲内において、当該委託を含む。) 並びに第五十二条及び第五十四条において準用する場合を含む。) の規定による記録の保存
 (新 設)	興に関する法律運営の適正化及び振生活衛生関係営業の	:	別表第二(第五条、第六冬 表二~表四 (略)	
	略)		第六条及び第七条関係)略)	

(略)																		水道法施行規則	(略)							
	よる記録	て準用する場合を含む。)の規定に	に第五十二条及び第五十四条におい	おいて準用する場合を含む。)並び	場合(第五十二条及び第五十四条に	水道技術管理者とみなして適用する	は水道施設運営等事業技術管理者を	業者と、受託水道業務技術管理者又	託者又は水道施設運営権者を水道事	の範囲内において、水道管理業務受	を実施する場合において、当該業務	項の規定により水道施設運営等事業	る場合又は同法第二十四条の八第二	管理に関する技術上の業務を委託す	四条の三第六項の規定により水道の	第十七条の二第二項(水道法第二十	書面での委託契約	第十五条第八項第一号の規定による		の台帳の作成	合を含む。)の規定による水道施設	及び第三十一条において準用する場	条において準用する場合を含む。)	とみなして適用する場合(第三十一	等事業技術管理者を水道技術管理者	道業務技術管理者 これ道族 設置
(略)																		水道法施行規則	(略)							
																	書面での委託契約	第十五条第八項第一号の規定による								